

（午前9時50分 開議）

○議長（小林 弘君）改めまして、おはようございます。

ただ今の出席議員数は18人で全員であります。

○議長（小林 弘君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小林 弘君）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番 垣内君、7番 石橋君の2人を指名いたします。

○議長（小林 弘君）この際、一昨日の一般質問における答弁の内容に関し、当局より発言の申出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）おはようございます。今日は朝から貴重なお時間を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

まずは冒頭におわびを申し上げたいと思います。

今定例会の一般質問における本市福祉センター内で実施する集団接種に関する答弁において、一昨日の16番議員には、集団接種では1日最大360名の接種希望者を受け入れるため、また、昨日の10番議員には、本市福祉センター内で1,980名のワクチン接種を行いますとそれぞれ答弁させていただきましたが、本市ホームページにおいては、接種人数は合計990名、ワクチン接種は1日最大180名とご案内しており、一般質問の答弁と相違してご

ざいました。これは64歳以下の接種予約が開始される中、国から来る7月中のファイザー社製ワクチンの供給量がこれまでと比較し、大幅に減ることが判明したため、8月からの集団接種で確保すべきワクチン数に影響が出るおそれがあることから、急遽定員数を減らす対応を取った次第でございます。今後、ワクチン供給量が増え、集団接種に必要なワクチン数が確保できましたら、元の予定数に戻すよう考えています。

ここにおわびを申し上げ、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（小林 弘君）ご了承願います。

日程第2 議案第3号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第2 議案第3号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第3号 橋本市手数料条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(小林 弘君) 日程第3 議案第4号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) 新しい建設部長のお声が聞きたくて質問します。

提案理由の説明で、名称が変わる変更というふうに市長が述べてくれとるんですけど、僕、ちょっと勉強不足で、ほんまに恥ずかしい質問やったらおわびいたします。僕、これ、改正前とか読んでいると、この基準、移動等円滑化のために必要なという改正前の文章に対して、こっちの改正後の、正直難しくて分からないんですね。ハードのこの名称のことなんかとか思いながら、これがどういうものでどういうふうに変ったんだという説明、踏み込んだ説明を頂いた上で納得して気持ちよく賛成したいので、教えてください。

○議長(小林 弘君) 建設部長。

○建設部長(西前克彦君) ただ今の質問につ

いてお答えさせていただきます。

この条例というのは、市が管理する道路及び河川の基準を定めるものです。改正後の条例に書かれとる特定車両停留施設とは、バス、タクシー、トラックなど事業用のターミナルのことを言います。昨年11月の道路法改正により、特定車両施設が道路法上の道路の附属物として位置づけられたことにより、道路管理者が道路に附属してバスターミナル等を設置することが可能になりました。この改正によって、大型バスなどが乗り入れるターミナルを道路の附属物として設置できるようになったんですが、その中の待合室などの一部施設に係る整備などの設置基準について、今般、省令が定められましたので、この条例を改正し基準を定めることにより、待合室を含むターミナルを道路の附属物として設置することができるようになりました。

以上です。

○議長(小林 弘君) 12番 堀内君。

○12番(堀内和久君) 分かりやすい説明ありがとうございます。そしたら、国の基準が変わったからこういうふうになるんだということやと思うんです。ほんなら、提案理由の説明、市長が作とるわけじゃないと思うんで市長に文句を言うわけちゃうんですけど、提案理由の説明を作とる人、もうちょっとあんじょう書いてくれてもええんとちゃうかなと思うんです。だから、ここをちゃんと説明してくれたら質疑は要らないので、ほんまやったら担当課へ行って、もっと自分で聞きに行つて勉強するのが本来筋やろうと思うんですけども、提案理由の説明と今の説明やったら、名前だけ変わったことによるというのは違つたと思うんです。すごく大事なことで重いことで、議会議員の皆さん、私が勉強不足なんですけど、理解した上で法改正に伴う、こういうふうになるんだと。

私らも市民の代表ですから、聞かれたらちゃんと格好よく答えたいというか、やっぱり知恵を入れていただきたい。勉強不足なのは僕なのでそこはあれなんですけど、今後、その辺はきっちりと提案理由の説明も込みで伝えていただきたいと思います。

建設部長におかれましてははすごく分かりやすい説明でありがたかったです。今後ともまたよろしくお願ひします。答弁は結構でございます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第4号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第4号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

正する条例について

○議長（小林 弘君）日程第4 議案第5号 橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第5号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号 橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 橋本市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改